

説明会で寄せられた主な質問・意見及び区の考え方

	質問・意見	区の考え方
(1) 施設のリニューアルについて		
1	会館にあるすべての和室が洋室されるのか。	全ての和室を洋室化することではなく、今後も和室のまま残る会館もある。これまでの使い方・使い勝手を見て、洋室化をするところとしないところを決めた。和室にカーペットを敷いて、実質、洋室のように使用している会館もある。
2	高齢者会館の和室が無くなるのは寂しい。和室で寝転んでする体操もあるので、洋室になった場合、個々人でマットを買う必要が出てきてしまう。	
3	新たに調理室が設置される会館があるが、他の会館で調理室を設置する予定はあるか。建物の構造上、設置は難しいのか。	現時点では、具体的な予定はない。調理室の設置については、施設の耐久性や構造、広さなどの制限により、設置可能かどうか、活用のニーズも踏まえての検討が必要になる。
(2) 会館の名称変更について		
1	高齢者会館の名前が変わるだけで、(高齢者の) 個人利用としては今まで通りに利用できるのか。	今まで通りに利用できる。
2	高齢者会館の名称変更について、もっとアピールしてほしい。まだ利用者に浸透していない。	条例が可決され、名称変更が正式に確定した後、条例が施行される4月にかけて、しっかりと周知を進めていきたい。
3	スマートウェルネス「シティ」を目指していて、なぜ「プラザ」という名称になってしまうのか。	「シティ」は中野区全体、「プラザ」は拠点、人々が集い交流する場所という意味合いである。
4	全て思いつきで「健幸プラザ」に名称変更しているように思えてしまう。	思いつきではなく、「スマートウェルネスシティ」構想は、他の自治体でも進めている。そこからアイデアを得ている。
5	高齢者会館の名称変更は令和8年4月からで、施設予約システムの予約開始は令和8年5月からとなり、ひと月ずれている。合わせられないのか。	理想は4月に同時に始められればよかったが、施設予約システム構築のスケジュール変更などもあり、開始時期が一致しなかった。高齢者会館は年度の区切りの4月に変更する。

6	健幸プラザの「健幸」は広辞苑にも載っていない造語だと思う。子どもでも理解できる名前の方がよいのでは。造語を施設の名称にして、法的に問題がないのか。	法的には問題ない。確かに「健幸」の幸は分かりにくい部分もある。ただ、スマートウェルネスシティとして、「区民の健幸を促進していきたい。」という区の方針もあり、その意味付けとして「健幸プラザ」という名称にした。 杉並区の「ゆうゆう館」や、中央区の「いきいき館」という名称もある。 スマートウェルネスシティを進める福岡県飯塚市では、地域の方の健康促進を目的に、スポーツ・温泉施設に「健幸プラザ」という名称を付けている。その例も参考にした。
7	スマートウェルネスシティの説明の中に、「住民の誰もが参加できる施策を実施する」とあるが、これは一般団体の事か。「誰でも」とは一般団体の事か。	ご質問の記載部分は、高齢者会館に限らず、スマートウェルネスシティという言葉解説した部分になり、スマートウェルネスシティの考え方のご紹介をした。 「住民の誰もが参加できる」ということを高齢者会館に当てはめると、団体登録の要件を満たせば、誰でも登録できるということになる。
(3) 午後の時間枠の設定変更について		
1	なぜ、午後の貸し出し時間枠を分けたのか。	集会室の利用状況は、介護予防事業や自主グループの団体利用の多くは、15時から15時30分までに終わっているため、そのあと閉館まで空いている場合が多い。 一方で夕方の時間帯を使用したいという団体や活動場所を探している団体もあり、区で検討した結果、短時間でも貸し出しを行って、少しでも利用者（団体）を増やしていきたいという考えである。

2	時間枠の変更は高齢者会館だけか。	今回の時間枠の変更は高齢者会館のみとなる。区民活動センターの集会室貸し出し時間に変更は無い。
3	夕方の時間枠の有効活用について、午後の2枠を繋げて申し込み、利用をすることはできるか。	2枠を繋げて利用できる。
4	2枠を続けて使用する場合、枠の間の30分は使用してよいか。	続けて利用できる。
5	1日に連続して2枠取る場合、月の上限が4枠なので、2日分しか予約出来ないのか。	1日に連続して2枠取る場合、優先的に抽選で予約ができるのは2日分となる。抽選の時の枠数に上限（4枠）があるが、1か月前の5日からは枠数の制限がなく予約ができるようになるため、その際に空きがあれば追加で予約できる。もしくは、活動内容を工夫していただき、午後枠の12時30分から15時30分を4日分予約する方法もある。
7	午後枠の分割は、施設予約システムの導入と重なり、利用者にはとても不便に感じる。今までと同じように午後を使う場合、8枠が必要になる。	比較的活動時間が長い団体もあることは認識している。 優先予約上限枠数については、施設予約システムの中で区民活動センターや他の施設とも合わせる必要があり、1施設につき、月4枠になる。1か月前の5日からは枠数の制限がなく予約ができるようになるため、次の時間枠を予約いただければ、現在と同様に長時間使えるようになる。予約の手間がかかるようになるが、これにより利用者に大きな制約が生ずるようであれば、運用開始後に検証したうえで、必要に応じて拡大を検討していく。
8	これまでも午後の時間は、4時間も活動は無理なので1時～3時の2時間の利用であった。今度から12時30分が始まりなので、時間を早める必要があるため、メンバーと相	活動時間の見直しについてご協力願いたい。

	談する。	
9	午後の後半の2時間の枠を予約する人はいないのではないか。アンケートを取って、ニーズがあることを確認してから変更をしてほしい。	高齢者会館の運営委託事業者の意見や、集会室利用の実態を確認し検討した。新たな時間枠を利用する方は、今まで高齢者会館の利用がなかった人と想定するとニーズ調査は難しいと考える。
10	児童館の例では16時から18時の枠は、少年サッカーの保護者の方が使用している場合があるが、高齢者会館ではそもそも利用が少ないように思う。高齢者のニーズが無いのでは。	現在、高齢者会館の集会室貸し出しについては、近隣住民以外にあまり知られていない状況である。今後、施設予約システムが導入されると、他の地域の方に周知され高齢者以外にも利用者層が広がる可能性があると考え。
11	15時半になると誰もいなくなる会館と17時まで活動する団体がある会館もあり、会館により違いはあるだろう。 近くに児童館が無い会館では、雨の日や暑い日など、放課後の時間に子どもが宿題をやりたいと来たことがある。そのような需要があるかもしれないので夕方の時間枠についてはある程度有効だと思う。	実際にどのように活用されるのか、状況を見ていきたい。
12	午後の時間枠の分割について、高齢者会館の事業者の会合で、反対意見があったと聞いた。それなのに時間枠の分割を行うのか。	事業者の会合では、午後の活動のほとんどが15時で終わるので、空いている集会室があれば使いたいという団体もあることから分割も有効であるという意見、一方で時間枠を分割することで、使いにくくなることを懸念する意見もあった。いずれも強い反対の意見はなかったと認識している。これは区の委託事業であるため、いただいた意見をもとに区で検討し、このような判断とした。他には、委託時間について意見があった。委託時間が9時から17時であり、貸出時間枠と合わないため業務が煩雑になるという意見については、夜間事業者との引継ぎ等

		を徹底するということで了解を得ている。
1 3	高齢者会館の利用者は、2時間という短時間ではなく、4時間とかまとまった単位で使いたいのではないか。	前後の枠と連続で予約して長く利用することも可能である。また、時間枠にあわせた活動内容もご検討いただきたい。
1 4	夕方の時間枠の有効活用について、午後の枠が分割されたことにより、12時30分開始となるが、高齢者はお昼を食べた後に12時30分に集まるのは難しい。また、16時から18時は買い物に行く時間になる。今まで、13時から16時30分で利用していたため、午後の2枠を確保する必要がある。連続して2枠取ることは可能か。	連続して2枠取る予約は出来る。間の30分も続けて利用できるが、2枠分の利用となる。
1 5	会館の平日の開館時間が9時から17時であり、その部分に変更がないことを資料にきちんと記載してほしい。個人利用の方が17時まで、団体利用の方が18時までと終了の時間が異なると混乱する。個人利用は17時までであることを、きちんと説明してほしい。	今後しっかり周知していく。
1 6	会館の個人での利用時間は9時から17時とあるが、個人での利用とはどのようなものか。	個人で利用登録証を作ったの利用を、個人利用としている。個人の利用とは、集会室での談話、介護予防事業などの利用を指している。
1 7	現在の抽選会では、1団体につき、月に3枠の予約制限がある。午後枠が分かれた場合、月の上限3枠に変更はあるか。	今までは施設ごとに予約上限の枠数が決まっていたが、施設予約システムの導入に伴い、予約の上限を平準化し、4枠を上限としている。利用月の3か月前に優先団体の抽選があり、2か月前に優先団体・一般団体の抽選があり、1か月前に枠数の上限が無く予約ができる。詳細については施設予約システムの説明会での、説明がある。ホームページ等での情報提供も行う予定である。 ※2025年10月現在、ホームページに掲載済み。

18	高齢者会館の集会室時間枠の設定も、各会館の運営委員会で決めればよいのでは。	時間枠については、高齢者会館条例で規定しているものである。各会館ではなく、全体として時間枠を設定している。
(4) 施設予約システムの導入について		
1	11月から始まる団体登録は区民活動センターで紙の申請書で受け付けてもらえるところがあるが、実際の集会室予約も紙の申請書で受け付けてもらえるか。	システムでの団体登録が難しい場合は、従来の紙の申請書でも受け付ける。受付場所は区民活動センターになる。 集会室の予約については、紙の申請書での受付は行わないこととし、高齢者会館や区民活動センターのスタッフが、システムの申込入力サポートを行う予定である。操作マニュアルも公開、操作方法の問い合わせができるコールセンターの開設も予定している。
2	高齢者会館に利用者が使える端末は配置されるか。	各高齢者会館に利用者用のタブレット端末が1台配置される予定。
3	抽選の結果がすぐに分からないため、不便に感じる。	利用月の3か月前に優先団体の抽選があり、2か月前に一般団体も含めた抽選がある。利用月の1か月前になると予約枠の上限が無くなり、残っている枠を予約できる。区民活動センターに集合して行う抽選会は無くなり、抽選の結果はすぐにはわからなくなるが、抽選会場に行かなくても、申し込みが出来るようになる。
4	優先団体の定義に変更はあるか。	現在の運用と変わらず、高齢者団体の条件、ルールは変わらない。
5	高齢者団体は高齢者が5名以上という要件があるが、誰でも定義の通り、一般団体は年齢を問わずに5名いれば登録できるか。	例えば子ども団体や、町会に関する団体など、特に年齢の規定はしていない。 5名以上、そのうち半数が区民や在学・在勤者であることが要件である。
6	施設予約システム導入後は、誰でも施設を利用できるのか。外国人が増えてきており、施設で大騒ぎされると困る。また、今までは近	団体登録できる団体には一定の要件があり、その要件に合致しているかを審査し

	所の人が使っていたため、施設を綺麗に使うという意識があった。今後夜間の利用者が会館を汚してしまった際には、夜間管理の委託事業者も掃除等を行ってほしい。	ている。基本的に使用後の清掃は利用団体が行き、原状復帰するものである。
7	施設予約システムの共通のルールについて、書面で提示してほしい。	施設予約システムの説明会で提示される。別途、ホームページでも資料が掲載され则认为。 ※2025年10月現在、ホームページに掲載済み。
(5) 健幸ポイント（体組成計、血圧計の設置）について		
1	なぜすべての会館に体組成計、血圧計の設置が無いのか。	体組成計・血圧計の設置は健康ポイント事業の一環でもあり、40歳代以上の普段会館を利用しない方も来館するため、ロビーへの設置が望ましい。区職員が現地で調査した結果、設置するスペースが確保できない会館については、見送った。
(6) その他		
1	名称が変わると、利用証も新しい名前のものになるのか。	利用証を新しく作り直すことは想定していないので、そのまま使用できる。
2	今回の高齢者会館リニューアルについて、事前に利用者の意見を聞いてほしかった。また、高齢者会館の運営委員にリニューアルについて意見を求めたのか。どういう過程を踏んで、このような結果に至ったのか教えてほしい。	リニューアルについては、アンケートの形式はとらず、区の事業として検討・方針を決め高齢者会館運営委託事業者に説明、意見を伺ってきた。昨年11月と今年1月に意見交換会を実施するなど、これまで1年ほどかけて意見や提案を受け、区として検討した経緯である。運営委託事業者の中では、運営委員会に持ち帰り検討したという話も出ていた。
3	説明会が区の発表会になっており、意見を言ってもリニューアルに反映されないのでは意味が無い。もっと利用者の事情を聞いてほしい。	会館運営や会館設備、備品については必要に応じて見直していくものである。毎年実施している利用者アンケート結果も参考にしていきたい。
4	高齢者に麻雀が流行っている。長いテーブルしかない会館もあり、正方形のテーブルが欲しい。リニューアル案の中に入れてほしい。	会館の備品については、要望として会館のスタッフにお伝えいただきたい。必要に応じて物品の購入は検討する。

5	今の区長は公約の中で「区民の声を聴く」ということで当選しており、地域包括ケア推進課という「地域」の力が必要な部署のため、今後このような変更がある場合は、意見を聞くためのワークショップを実施してほしい。	要望として承った。
---	--	-----------